

○厚生労働省告示第五百三十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第1に次のように加える。

1093 ウシ由来弁付人工血管

1094 冠動脈カテーテル交換用カテーテル

1095 中心循環系動静脈カニューレ